

競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区 [指定：平成24年7月、認定：平成25年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.7 + 3.2) / 2 = 4.0$

4.0

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	就農人口《定性的評価》	-	-
2	遊休農地面積《定性的評価》	-	-
3	周遊観光入込	123%	5
4	人口の社会増減《定性的評価》	-	-
5	交流人口	81%	4
6	エネルギー自給率	191%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 4.7$

4.7

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.2

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 $(3.3+3.3+1.8)/3=2.8$

2.8

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
(事項)

・農振法及び農地法に係る協議・許可等の効率化

(概要)

・国との協議の結果、農振法及び農地法の手続きについて、内閣府・農水省・県・市の4者協議の場が設けられたことから、平成26年3月に12条公告がされ、農振除外が行われた。また、平成26年7月には農地転用許可を受けた。

専門家による評価の平均値

3.3

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.3

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

1.8

III 総合評価

(専門家所見(主なもの))

2.8

- ・エネルギー自給率については、実績値が目標値を大きく上回っており望ましい結果が出ている。
- ・南アルプス完熟農園が開園するまでの間に、開園後を見据えた地域農業の強化が必要だと考えるが、地域独自の取組みも弱く、十分なことが行われているとは考えられない。
- ・ユネスコ・エコパークの認定を受けるに至った背景、認定理由等による定性的成果のアピールの方法はあったのではないと思われる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

2.8

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(4.0+2.8+2.8)/3=3.2$

3.2

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。